

# 解説

## 情報処理学会新著作権規程

情報処理学会著作権委員会前委員長 発田 弘

昨年度改定し暫定的に運用してきた著作権規程に関しては多くの会員の方からいろいろなご意見をいただいた。学会では昨年6月に著作権委員会を設立してこれらのご意見などを参考に新しい著作権規程案を検討、その結果を去る5月の総会で説明した。その後6月の理事会で新著作権規程として承認されたので、会員各位の理解を深めるために考え方などを説明させていただきたい(本号会告に掲載の新著作権規程と合わせてお読みください)。

### ■基本の考え方

最新の研究成果を多様な媒体で公衆にアクセス可能な状態にすることは、会員や論文の著者へのサービスであるとともに学会としての社会的使命である。しかも、

- ①将来にわたって技術やニーズの変化へ柔軟に対応しつつ「継続的」に、
- ②本学会自身が第三者から著作権侵害などで訴えられるような事態を引き起こさず「安全」に、
- ③限られた数のスタッフで「効率的」に、  
行う必要がある。

すなわち、最近の技術の進歩により以前は考えられなかつたような情報発信(たとえばWebやCD-ROM)が可能になったが、学会は今後もこのような変化の中で継続的なサービス提供が可能になる著作権の権利関係を確立しておく必要がある。必要が起るつど改めて膨大な数の著者と契約を交わすことは現在の学会の体制ではできないし、また、情報処理学会が著作権侵害

で訴えられるような事態になれば社会的信用を失い、結局は会員の利益にならないと考えられる。そのため、今回の検討には著作権の専門家にも参加していただいて法的にも問題のない著作権規程にする努力をした。しかしながら、論文などの著者の研究活動に支障をきたしたのでは本末転倒なので、柔軟な運用により不便を排除する工夫をしている。

### ■著作権の譲渡

情報処理学会が前述のサービスを実施するために必要な著作権の扱いについては下記の方法が考えられる：

- a. 著者から、必要な権利の「利用許諾」を受ける。
- b. 著作権を著者と「共有」する。
- c. 学会へ著作権を「譲渡」してもらう。

しかしながら、a. 利用許諾は：

①第三者に著作権が譲渡された場合に権利関係が複雑になり、許諾を受けた権利が無効になる可能性がある。たとえば、営利を目的とした出版社などに譲渡された場合を想定すると、学会のサービス提供に支障が生じるかもしれない。

②過去に許諾を受けていない新たな権利については、著者との再契約が必要になり、著者が多数の場合には実質的に対応不可能。たとえば、XX周年記念などで昔の論文を編集したCD-ROMを発行したい、となった際に、CD-ROMなどなかった時代の利用許諾契約では、必要な権利が確保できていない可能性がある。その場合は対象論文のすべての著者と再契約しなければCD-

# COPYRIGHT

# COPYRIGHT

ROMを発行できない事態になろう。

③著作権問題が生じた際に、著作権を持たない情報処理学会には当事者能力がなく、何もできない。すべて著者自身に対処していただく必要がある。

また、b.著作権の共有は：

①権利行使には共有者全員の合意が必要。したがって、共有者（学会と著者）間で意見が対立した場合には運用が困難である。もちろん、原則として論文著者の意向に反して学会が権利行使はしないが、多数の著者がいれば多種多様な意見があり得るので、合意が成立しない事態も想定しておく必要がある。

②多数の著者と合意をとる必要が生じた場合には、事務処理が膨大で実質的に対応不可能（これはa.利用許諾と同じ問題である）。

などの、難点がある。

結論として会員および社会から期待されているサービスを、安全かつ少ないコスト負担で、継続的に実施するには、従来通り情報処理学会へ著作権を譲渡していただく方法が最も現実的である。

学会が著作権を持っていないと学術著作権協会などへの対応もできないが、それによって得られる収入は少額であって、それを目的に学会が著作権を所有するのではない。

以上のような検討結果から、新著作権規程は著作権を情報処理学会に譲渡していただくことを基本に、それによって生ずるであろう著者の不便をどう解決するかの工夫をしている。

## ■論文と著作権について

投稿した論文の著作権を学会に譲渡せよと言うのは、著者の方々には、まるで研究成果を情報処理学会が取り上げるように見えるかもしれない。しかし、よく考えてみると論文は貴重な「著作物」ではあるが、「研究成果」そのものではない。多くの場合は「研究成果の説明」である（もちろん、著作物としても素晴らしい研究論文が多々あることは否定しない）。

この点では小説、絵画、音楽など著作権の対象となる「著作物」自体が「成果物」となる著作とは性格が異なるので、研究論文の著作権をそれらと同様に扱うのが適当なのか個人的には疑問に思っている。この点は、今後の検討課題であろう。

もちろん、論文についても、編集し印刷された紙面やWebの画面それ自身のCopyRightを否定するつもり

はないが、最も重要なのはそこで述べられている研究成果としての発明、発見や新理論などのはずである。だから、たとえ論文を特定の学会に投稿したとしても、研究成果そのものは、当該学会以外へも自由に発表できるべきであり、それが学術の発展にも寄与するであろう。著作権規程がそれを阻害しないよう配慮する必要があると考えた。

この新規程においても、論文の著作権は情報処理学会に譲渡していただくが、研究成果を譲渡していただくわけではない。それはあくまでも本人に属しており、同じ研究成果を別の表現で記述した著作物（論文）の他人への投稿などは何ら規制されない。その点では、たとえば特許権を譲渡するのとは性格が異なると思う。

## ■同一論文の他学会投稿

査読なしの研究報告などは、まったく同一のものを他学会へ論文として投稿することが慣例として行われている。従来はそれによって起こり得る問題のリスクは論文の著者が負っていたわけだが、新規程ではこのような投稿を、上述した考え方で添って正式に認め、かつ著者のリスクをなくすように工夫している。

すなわち、そのような投稿を情報処理学会として妨げないだけでなく、それを掲載した他学会を著作権侵害などで訴えることもしない。

ただし、このような投稿を受理するか否かは他学会の判断であり、既公開という理由で受理しない学会もあり得る。また、情報処理学会としてこのような投稿を奨励するわけではないし、査読付き論文については情報処理学会の付加価値があり、同一論文の他学会投稿を認めていない。

他学会投稿では、情報処理学会が逆の立場になる（すなわち、受理した論文の著作権を有する他学会から情報処理学会が訴えられる）可能性もあるので、関連学会と協定を結び、互いに著作権問題で紛争にならないようしたい。このため、電子情報通信学会、映像情報メディア学会、人工知能学会、電気学会、日本ソフトウェア科学会とはすでに協議を開始しており、今後これを拡大していきたい。

## ■25%基準について

上記に関連して、今回の規程で初めて「25%」という具体的な数字を示し、情報処理学会へ著作権を譲渡し

た論文などに關しても25%以上変更すれば、本著作権規程の規制を受けないとした。これは、「著作権の譲渡は研究成果の譲渡ではないから、研究成果の他への発表を阻害しないようにできるだけ著者の権利を確保する」との考え方から制定したものである。しかしながら、25%という数字に理論的根拠はないし、厳密な計算も難しいので、現実の運用では著者の良識に負うところが大である。

また、これはあくまでも情報処理学会が著作権を有する論文などに対する情報処理学会独自の基準であって、世の中の慣習として25%が認められているわけではなく、他学会では異なる基準を持っている可能性がある。

## ■著作権の返還

新規程では、(査読なしの)研究報告を他学会へ投稿するために必要なら著作権を返還するとした。これは著作権譲渡に伴う著者の不便を解消するための新規程の柔軟な対応の1つで、恐らく他学会に例を見ないであろう。

ただし、当然のことながら情報処理学会が発行済みの文書やCD-ROM、Web送信などに掲載済みの分については継続掲載したいので、それらに必要な最低限の権利を実施許諾していただく点はぜひ理解して欲しい。この場合、必要により、他学会宛に著作権の返還を通して情報処理学会が許諾を受けた権利の尊重を依頼する文書を発行する。

## ■公衆送信

新規程では著者個人のホームページへの論文などの掲載を原則自由とした。ただし、こうした公衆送信により論文誌発行以前に「公知」とすることで起こり得る問題(たとえば特許関係)については著者個人の責任で対処していただく必要があり、要注意である。

また、悪意やいたずらの公衆送信に備えて事前にチェックしたり、これを停止させる規程はない。会員の方々の、倫理綱領に則った良識ある運用を前提にしており新たな規制が必要になるような事態が起こらないことを切望する。

さらに、このような公衆送信が「論文誌出版」へのどのような影響を与えるのか、将来の学会の運営形態を考えるために今後よく見極める必要があろう。

## ■他学会との共催行事

他学会と研究会などを共催する場合、現在は著作権に関して特に取り決めもなく、慣例に従って運営されていて、何の問題も生じていない。しかしながら、著作権重視の時代の流れから、突然問題が発生する可能性もあり、今後はあらかじめ契約を結ぶことが望ましい。著作権規程に準ずる内容でよいが、相手のあることなので当事者間で別途取り決めた場合はそれを優先する。

さらに、前述の著作権協議に参加している他学会との間では共催行事に関しても著作権紛争が起こらないよう的基本事項を協定に含める方向で話し合いをしている。

## ■その他

以下は、必ずしも規程では明記されていない点についての補足説明である。

- ・著作権は「最終原稿」の投稿時に情報処理学会に移譲される。査読ありの論文では査読が完了して最終原稿を投稿した時点、査読のない研究報告や全国大会予稿などは最初の投稿が最終原稿であり投稿時点で移譲。
- ・著作権返還があるのは査読のない、研究報告、シンポジウム予稿および全国大会予稿のみ。
- ・公衆送信は査読なしに關係なくすべて自由。

## ■おわりに

今回は専門家にも参加いただいたて研究者と情報処理学会の双方がそれぞれのやりたいこと、やるべきことを最大限支障なく実施できるような妥協点を探った。その意味では現時点でのベストの解になっていると自負している。

しかしながら、将来に関してはインターネットなど新しい技術が急速に発展しており、これに対応した新しい学会モデルの構築なしに著作権だけを取り出して議論するのは難しいといふことも痛感した。将来の学会の姿が描けた時点でこの規程も見直す必要があると思われる。

最後に、新規程の検討にご協力いただいた関係各位に感謝します。

(平成13年6月12日受付)

